

平成27年度 事業計画



『 カチガラスと海苔摘み 』

平成26年度 第11回全国博愛絵画展 博愛大賞受賞作
佐賀市立 川副中学校3年 田中 光 さん

 **日本赤十字社 佐賀県支部**
Japanese Red Cross Society

平成27年度事業計画（案）

日本赤十字社は、ジュネーブ条約、国際人道法の精神に基づいて、国際救援活動や災害救護活動をはじめ各種事業を国内外において実施しているが、今日、頻発する紛争・テロや大規模な自然災害等により日本赤十字社の人道的な諸活動に対する国民の期待は益々高まっている。

一方、急速な少子高齢化や社会構造の変化および経済の停滞などに伴い、社員の減少や活動資金の原資となる社資は長期漸減傾向にある。

こうした中、日本赤十字社佐賀県支部では、平成27年度においても赤十字思想のさらなる普及浸透に努めるとともに、赤十字社員をはじめ地区・分区やボランティアなどのご支援とご協力をいただきながら、ニーズを的確にとらえ県民の信頼と期待に応えられるよう効果的に事業を推進する。

以上のことを踏まえ、平成27年度は次の事業を計画・実施する。

□事業運営の基本方針

I 災害救護体制の充実・強化

近年、災害は複数の都道府県にまたがり、大規模・広域化、長期化、ゲリラ化する傾向にある。

そのため、日本赤十字社が平成26年度から定めた基本方針「災害からいのちを守る日本赤十字社」に基づき、災害救護活動をより一層効果的に実施できるよう救護員の資質向上を目指した研修や訓練の実施、救護資機材の整備など災害救護体制の充実強化に取り組む。

II 防災教育事業の推進

日赤の基本方針に基づき、災害が発生する前段の新しい取り組みとして、一般・ボランティア向けの「赤十字防災啓発プログラム」や青少年赤十字対象の「赤十字防災教育プログラム」の2つの防災プログラムを用意し、災害から生き抜くための知識や技術の普及・啓発に努める。

III 赤十字ボランティアの活性化

急速に進行する少子高齢化や多発する災害の発生により、地域社会ではボランティア活動のニーズが年々高まっており、一方、第2の人生や大学・企業ボランティアによる社会貢献活動としてのボランティア活動が進展するなど、取り巻く環境は大きく変化している。

赤十字運動にこうした新たなボランティアの参加を促進・育成する一方で、現在活動する赤十字奉仕団や個人ボランティアがより主体的・積極的に展開できるような活動の活性化を図る。

Ⅳ 社員の増強・活動基盤強化と広報活動の推進

赤十字事業を安定的に展開するため、社員管理システムの効果的運用を図るとともに、法人社員の新規開拓、遺贈、クレジット・口座引落方式など新しい取り組みを強化するほか、赤十字事業を身近に感じてもらうための地域イベントへの参加、ホームページやソーシャルネットワークの活用など広報の充実を図り、社員の増強と社資目標額の達成に努める。

Ⅴ 支部・施設の総合力を活かした活動の実施

県内の赤十字活動を束ねる支部と県北西部の中核病院として移転新築をすすめる唐津赤十字病院、医療を支えるための血液事業を推進する佐賀県赤十字血液センターは、それぞれの資源と機能を最大限に活用できるよう連携（※もっとクロス）し、県民のいのちと健康を守るために努力する。

※もっとクロスとは、職員をはじめ赤十字に関わる一人ひとりが広報の役割を担い、赤十字の使命や身近な赤十字活動をわかりやすく人々へ情報発信していくこと。

1 災害救護事業

災害救護は赤十字の中核的な重要事業であり、日本赤十字社は災害対策基本法により指定公共機関として位置付けられ、災害救助法の定めるところにより災害発生時における医療救護等について、国、自治体に対する救助の協力義務が規定されている。

平成27年度は、東日本大震災を受けて大規模災害に対応した救護体制の更なる充実強化を図るため、救護要員の研修、県内外の防災訓練等への参加、救護装備・物資の整備、防災ボランティアの育成等を図り災害発生に備える。

万一災害が発生したときは、支部防災業務計画に基づき、関係機関と連携した迅速・適切な救護活動を実施する。

(1) 救護要員の養成と総合防災訓練等への参加

日赤県支部が保持する医療救護班は、佐賀県及び県内の関係各機関が実施する総合防災訓練、原子力防災訓練、国民保護法に基づく訓練、航空機事故対策総合訓練等に積極的に参加し、救護要員及び各種奉仕団員による医療救護訓練、情報伝達訓練、非常炊き出し訓練等を実施する。

特に、専門的な訓練を受けた災害派遣チーム（日本DMAT）として指定を受けている唐津赤十字病院のDMAT2個班は、広域災害に即した、より機動的な訓練を実施する。

(2) 九州八県支部合同災害救護訓練の開催

平成6年度から開始し3巡目を迎えた「九州八県支部合同災害救護訓練」は、九州各県支部の救護班並びに赤十字奉仕団員及び関係機関等が参加し、長崎県支部管内において開催することとする。

東日本大震災を教訓に、大規模・広域災害を想定し、災害救護実施対策本部機能の充実と各県支部相互支援体制の確立を目指す。

(3) 災害医療コーディネーターチームの能力強化と原子力災害への対応

東日本大震災を教訓に、各県支部に「日赤災害医療コーディネーターチーム（4人編成）」が平成25年度に編成され、災害対策本部における医療情報の収集・分析およびより医療救護関係機関との調整機能を担い、より効果的な医療救護活動を実施するための体制整備が図られている。

平時にも、都道府県や本社・支部、医療救護関係機関との連携ある訓練や研修の企画・指導にもあたることから、本社におけるチーム対象の研修会等に参加し、その能力を一層高めることに努める。

また、平成26年に「原子力災害における救護活動基準」が定められたことから、緊急被ばく医療指定機関担当者（唐津赤十字病院職員含む）の協力のもと開催される「日本赤十字社原子力災害対応基礎研修会」に参加し、放射線環境下での救護活動を安全かつ安心して従事できるよう放射線

や緊急被ばく医療体制等にかかる基本的知識及び放射線防護資機材の使用
方法を習得する。

(4) 赤十字防災ボランティアの育成

災害時の救護活動や復旧・復興の支援活動を担う赤十字防災ボランティアの養成については、従来の基礎研修に加えて赤十字奉仕団員を対象としたボランティア・リーダーの養成を目指す研修体系に強化し、質の高いボランティアの養成を図る。

(5) 救護装備及び救護物資の整備

災害発生時において、救護活動及び生活物資の支援活動が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な資機材、物資の整備、備蓄を計画的に行う。

○救護装備保有状況

(平成26年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
救急車	(1) 2台	発電機	4基
災害救援車	(2) 5台	投光器	4台
災害連絡車	3台	防雨ヘッドランプ	60個
救命胴衣	14着	防護用ゴーグル	60個
人工蘇生器	(1) 3組	折りたたみリヤカー	2台
医療セット	(2) 3組	折たたみ式机	4組
担架	22台	浄水器	1台
軽便寝台	(6) 30台	無線基地局 (150MHZ)	3局
患者用毛布	420枚	D M A T 資器材	(1) 1セット
折りたたみ式舟艇	1艇	車載無線機 (150MHZ)	26台
テント	58張	携帯無線機 (150MHZ)	14台
エアーテント大	1セット	無線基地局 (400MHZ)	1局
エアーテント小	1セット	車載無線機 (400MHZ)	8台
簡単テント	12張	衛星電話 (車載)	2台
救護所用大型テント	1セット	自動体外式除細動器 (AED)	4台
NBC災害除染セット	(1) 1セット	非常用炊き出し釜	24台

※()は唐津赤十字病院配備の内書

○救護物資備蓄状況

(平成26年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
毛布	2,537枚	安眠セット	394組
緊急セット	1,138個	乾燥米	3,081食
タオルケットセット	9組	ブルーシート	245枚
バスタオル	787枚		

○平成27年度に新たに追加整備するもの

品名	数量	品名	数量
救護服	一式	簡単テント	5台
救護員用携行バック	33個		

(6) 災害被災者に対する緊急物資等の配布

火災、風水害による被災世帯に対し、次の基準により見舞金品を贈る。

ア. 家屋の全壊、流出、全焼の場合

(ア) 見舞品

○毛布…………… 1人1枚

○バスタオル…………… 1人1枚

○緊急セット…………… 4人まで1個、5人以上2個

(イ) 見舞金

○1世帯…………… 10,000円

(このほか佐賀県地域赤十字奉仕団から5,000円の見舞金が届けられる。)

イ. 家屋の半壊、半焼、床上浸水の場合

○毛布…………… 1人1枚

○バスタオル…………… 1人1枚

○緊急セット…………… 4人まで1個、5人以上2個

ウ. 被災死亡者に対する香典

○1世帯…………… 5,000円

(7) 防災に関する講習会の開催

東日本大震災を契機として、地域住民の防災意識が高まっており、非常炊き出し、テント設営、救援物資や防災グッズの備蓄、救急救命法などの講習会の要請が増加している。こうした防災ニーズに応えるため、本社が提案した「赤十字防災啓発プログラム」を基に、地区・分区をはじめ行政機関や地域防災組織および赤十字奉仕団や防災ボランティアなどと連携した「防災講習会」を引き続き積極的に開催する。

また、平成27年度から、青少年赤十字加盟校の児童・生徒を対象とした防災教育プログラムが導入されることから、より地域に根差した「防災・減災」の普及を目指す。

2 国際救援活動

本社との連携のもと、世界各地で頻発している地震や洪水などの大規模自然災害による被災者ならびに感染性疾患による患者の救済・支援、宗教や民族の対立等に起因する紛争やテロによる難民・被災者等への緊急支援はもとより、中長期にわたる復興支援及び発展途上国赤十字社の開発計画への支援等を実施

する。

また、平成26年度に引き続き、本社の協力を得て九州ブロック支部合同の国際開発協力支援事業（カンボジアにおける救急法等支援事業、ベトナムにおける災害対策支援事業）を実施する。

3 臨時救護

県、市町、公共的団体等が実施する各種スポーツ大会、イベントなどの行事が開催される際、参加者の安全を確保するため関係機関の要請を受けて救護班（員）を派遣する。

4 赤十字看護師（救護員）の養成

佐賀県支部では、明治29年以降これまで1,132名の赤十字看護師を養成して社会に送り、戦時救護活動、災害救護活動並びに本県の医療及び公衆衛生の普及向上に貢献してきたところであるが、引き続き平成27年度においても災害救護業務に従事する救護看護師を確保し、併せて医療施設において必要とする看護師の充足に資するため、日本赤十字九州国際看護大学で当支部看護学生奨学生を委託養成する。

養成数 11人

学校名	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
日本赤十字九州国際看護大学	2人	2人	2人	5人

5 赤十字の講習

不慮の事故や災害による傷病者並びに急病人に対する応急手当の方法及び家庭における健康増進、自立を目指した介護の仕方等を広く県民に普及するため、救急法、水上安全法、健康生活支援講習及び幼児安全法の講習会を積極的に実施する。また、この講習を通じて災害からいのちを守るための知識と技術を広め、健康安全に対する意識の醸成と高揚を目指す。

(1) 救急法の講習

平成23年12月から心肺蘇生法の2010年版国際ガイドラインに基づく講習を開始しているが、公共施設や商業施設等における自動体外式除細動器（AED）の整備進展に併せ、市民による心肺蘇生時にAEDを使用する割合を高め、多くの一般市民がAEDを扱うことができるよう講習普及を図る。

また、「災害に活かせる赤十字救急法実践講習会」を開催し、平素から災害に対する関心を持ち、いのちを守り救護活動に協力できるよう防災・減災の知識と技術を併せて普及する。

(2) 水上安全法の講習

水の事故から尊い人命を守るために必要な泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法など、自分自身の安全を保ちながら、安心して水と楽しく関わるための知識と技術の普及を図る。特に、平成26年度から受講年齢が引き下げられた救助員養成講習と学校等における短期講習の普及強化を図る。

(3) 健康生活支援講習

健やかな高齢期を迎えるために必要な健康増進の知識や、高齢者の自立支援に役立つ介護技術などの普及を図るとともに、災害時要援護者である高齢者の避難所での生活に焦点をあてた「災害時高齢者生活支援講習」を開催し、避難所生活における不安の軽減や、不自由な生活から高齢者を守るために必要な知識や支援技術を普及する。

(4) 幼児安全法の講習

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故に対する事故防止と手当ての方法、家庭内での看病の方法に加え、災害時の乳幼児支援についての知識や技術を普及する。

各種講習会の開催計画は次のとおり。

○ 救急法（世界赤十字デーの「1000人赤十字救急法実践講習会」を含む）

対 象 (所要時間)	基礎講習 4時間(回)	救急員養成講習 12時間(回)	短期講習 2時間(回)	継続講習 4時間(回)
地 域	1	1	20	0
学 域	5	5	20	0
職 域	2	2	40	0
そ の 他	5	5	20	1
計	13	13	100	1

○ 水上安全法

対 象 (所要時間)	救助員養成講習Ⅰ 14時間 プール(回)	救助員養成講習Ⅱ 12時間 海(回)	短期講習 2時間(回)	継続講習 4時間(回)
地 域	0	0	10	0
学 域	0	0	16	0
職 域	0	0	2	0
そ の 他	1	1	2	1
計	1	1	30	1

○ 健康生活支援講習

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 1 2 時間(回)	短 期 講 習 2 時間(回)	継 続 講 習 4 時間(回)
地 域	1	1 5	0
学 域	1	2	0
職 域	0	1	0
そ の 他	1	2	1
計	3	2 0	1

○ 幼児安全法

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 1 2 時間(回)	短 期 講 習 1 ～ 2 時間(回)	継 続 講 習 4 時間(回)
地 域	1	2 0	0
学 域	2	2	0
職 域	1	7	0
そ の 他	0	1	1
計	4	3 0	1

6 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的使命に賛同する組織として赤十字事業を支えている。平成27年度は、災害からいのちを守るための活動が展開されるよう、各奉仕団が自主的に時代に合った活動を模索し実行していくことと、奉仕団同士の連携を高める活動の幅を広げ、奉仕団を主体とする活動が実施できるような体制を構築するとともに、次の奉仕活動について協働しその活動を支援していく。

- ア 赤十字精神の普及と社員増強に関する活動
- イ 災害救護に関する活動
- ウ 救急法等講習普及に関する活動
- エ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動
- オ 献血推進及び血液センター業務援助に関する活動
- カ 地域における高齢者支援のための活動

(1) 地域奉仕団

地域赤十字奉仕団は、地区・分区内の地域婦人会から結成されており、県内49団、登録団員数8,066人(平成26年12月末現在)が登録されている。地域内における赤十字事業推進役として、災害時の炊き出し、見舞金等の贈呈、福祉施設の訪問活動、赤十字精神の普及と社員募集等さまざまな奉仕活動を実施している。地域赤十字奉仕団は、赤十字奉仕団の中で最も大きい組織であり、また、県内各地区・分区にあって、災害が発生した場合等機動的に活

動する赤十字活動の要となる組織であることから、今後とも県地域婦人連絡協議会等と密接に連携を図りながら、団員の確保及び活動の充実強化を図っていく。

また、地域社会の担い手であることから、基礎研修会として、災害時要援護者である高齢者や乳幼児の支援のため健康生活支援講習および幼児安全法講習を実施するほか、中央の研修会等へ役員等を派遣する。

ア	奉仕団基礎研修会	5 地域
イ	全国赤十字ボランティア・リーダー研修会（日赤本社）	1 人
ウ	全国赤十字奉仕団中央委員会（日赤本社）	1 人
エ	全国赤十字奉仕団支部指導講師研修会（日赤本社）	1 人
オ	九州ブロック奉仕団委員長会議（佐賀県）	1 人
カ	県内災害被災世帯への見舞金贈呈	5,000円／1世

（２）青年奉仕団

これからの赤十字活動の活性化を図るため、若年層に対して如何に赤十字運動に対して関心を持ってもらい、活動に参加してもらうことができるかが重要である。佐賀県支部では、青少年赤十字活動からの継続性に重点を置き、今後も青年奉仕団員の増強に努めるとともに、次のとおり研修会等へ適任者を派遣する。

ア	青年赤十字奉仕団全国協議会（岩手県 or 宮城県 or 福島県）	2 人
イ	全国赤十字ボランティア・リーダー研修会（静岡県）	1 人
ウ	HIV/AIDS ピアリーダー研修会（京都府）	1 人
エ	九州ブロック青年奉仕団協議会（福岡県）	2 人

（３）特殊奉仕団

本県支部管内には、専門的な能力や特性を生かした奉仕活動を行う組織として「救急法奉仕団」「水上安全奉仕団」「幼児安全法奉仕団」「アマチュア無線奉仕団」「特殊輸送奉仕団」「看護師同方会奉仕団」「赤十字奉仕団しゃちの会」「赤十字奉仕団ほっと」「青少年赤十字賛助奉仕団」「赤十字飛行隊佐賀支隊」があるが、赤十字事業の普及発展のため、奉仕団の主体的な活動の強化と奉仕団同士の連携が構築できるように努めるとともに、各奉仕団が自主的に行う防災訓練等への参加、各種講習会へ講師としての参加、研修会への適任者の派遣等の活動を支援する。

ア	全国赤十字ボランティア・リーダー研修会	1 人
イ	全国赤十字防災ボランティア・リーダー研修会	1 人
ウ	防災訓練等への参加	3 回
エ	アマチュア無線通信訓練	2 回
オ	救急法（救急員養成・短期）講習会	70 回
カ	世界赤十字デー「1000人赤十字救急法実践講習会」	8 回

キ	ワールド・ファースト・エイド・デー	1回
ク	水上安全法講習会（地区別）	10回
ケ	水上安全法（救助員養成・短期）講習会	35回
コ	臨時救護ボランティア	12回
サ	幼児安全法（支援員養成・短期）講習会	20回
シ	「ほっと」による高齢者施設でのボランティア	100回

7 青少年赤十字（JRC）活動

青少年赤十字活動は、小・中・高等学校及び幼稚園・保育園の教育活動の中で児童・生徒等が赤十字を正しく理解し、一人ひとりが「気づき・考え・実行する」の態度目標のもと、赤十字活動に参加することにより、命と健康を大切にす望ましい人格と精神を自ら作りあげ、将来世界の平和と人類の幸せに尽くすことができ、立派な人材に育つことを目的に行なわれている赤十字の重要な活動である。

特に、平成27年度からは「まもるいのち、ひろめるぼうさい」をスローガンに、児童・生徒を対象とした防災教育プログラムが導入される。

このため、今後も青少年赤十字指導者協議会及び青少年赤十字賛助奉仕団並びに地域赤十字奉仕団と連携を密にするとともに、教育行政機関の協力を得て積極的に加盟勧奨を行ない、JRCメンバー並びに加盟校の増強に努める。

（1）青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

小・中・高等学校において、青少年赤十字活動をはじめ学校生活でのリーダーを養成するため各学校から推薦された青少年赤十字メンバーを対象に「北山少年自然の家」でリーダーシップ・トレーニング・センターを実施する。

- 小学校の部 40人
- 中学校の部 100人
- 高等学校の部 40人

（2）九州ブロック青少年赤十字海外派遣事業（派遣国：ベトナム）

九州ブロック各県支部共催による赤十字海外派遣事業に、本県支部から青少年赤十字メンバー2名、指導者（教師）1名をベトナム社会主義共和国に派遣し、現地赤十字機関の表敬、現地赤十字メンバーとの交流、日本赤十字社が行っている災害対策支援事業等の視察研修を行う。

（3）各種講習会等への指導者派遣

- ア 全国青少年赤十字指導者協議会総会（東京都） …… 1人
- イ 全国青少年赤十字賛助奉仕団総会（東京都） …… 2人
- ウ 全国青少年赤十字トレーニングセンター指導者講習会（静岡県） …… 1人

エ	全国青少年赤十字指導者中央講習会（東京都）	1人
オ	全国青少年赤十字指導主事対象青少年赤十字研究会（神奈川県）	2人
カ	九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会（長崎県）	2人
キ	九州ブロック青少年赤十字指導者協議会長並びに事務担当者合同会議（長崎県）	2人
ク	青少年赤十字加盟校校長等研修会（グランデはがくれ）	100人
ケ	青少年赤十字加盟登録式へ講師（賛助奉仕団員）の派遣	延べ10人
コ	指導者協議会・賛助奉仕団による加盟促進のための学校等訪問	延べ30人

8 赤十字思想の普及

（1）全国赤十字大会

日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヵ月間展開される「赤十字運動月間」中に、明治神宮会館（東京都）において、名誉総裁皇后陛下をはじめ名誉副総裁各宮妃殿下をお迎えし、全国の赤十字関係者約2,000人が参加して全国赤十字大会が開催されるので、当支部から本社理事、受章者代表、特別社員及び地区・分区役職員等20名が出席する。

（2）九州八県赤十字大会

九州八県が毎年持ち回り当番で開催している「九州八県赤十字大会」を平成27年度は鹿児島県で開催する。この大会は、赤十字事業の推進に多大な功労があった方々を顕彰し、併せて赤十字思想の普及と社員の増強を図り、社業の発展を期することを目的として開催され、例年、日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下のご臨席を得て、九州各県の赤十字関係者一千数百人が一堂に会する。

大会では、新に「有功章特別社員」になった個人・法人与「金色有功章」を受章後、更に高額の事業資金の協力者に対し、宮妃殿下からの有功章のご授与や日本赤十字社社長から感謝状の贈呈が行われる。

（3）世界赤十字デー

国際赤十字連盟では、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日である5月8日を「世界赤十字デー」と定めており、この日を中心に世界各国でさまざまな記念イベントが開催されている。佐賀県支部では、県内9会場において「習って良かった！災害時に活かせる救急法実践講習会」を開催する。

（4）広報活動

人道的使命に基づき内外で展開している赤十字活動を、多くの県民が理解し引続き支援していただくためには、広報活動の充実が重要である。

特に今日、大規模自然災害等の頻発により、県民の日本赤十字社の活動に期待が高まっている一方で、赤十字の実施する事業の透明性や説明責任が求められている。このため、赤十字の目的や事業内容の情報を県民に具体

的に伝えることが重要であり、「もっとクロス！計画」に基づき、支部・施設が一体となり理解を深めていただくよう、次のような広報活動を展開する。

ア 支部の広報紙「赤十字さが」を（春は17,300部、夏、秋、冬は各14,000部）年4回、59,300部発行する。

また、本社が毎月1日に発行している「赤十字NEWS（新聞）」2,000部を、地区・分区並びに赤十字事業協力者などに配布し、赤十字事業の紹介や普及活動に努める。

イ 赤十字事業を紹介するとともに特別社員への加入等と呼びかける広報用チラシ約350,000枚を作成し、5月の「赤十字社員増強運動月間」中に県下の全世帯に配布する。

ウ 管下施設横断の「広報委員会」を活性化させ、イベントの企画や広報媒体の作成など県内赤十字活動を一体的に広報する。

エ 支部所有の赤十字事業紹介用パネル、DVD、ビデオテープなどを、地区・分区並びに青少年赤十字加盟校等の要請に応じて貸し出す。

オ テレビ、ラジオの放送局並びに新聞社等の積極的な協力を得るため、各機関に広報用の情報を定期的に提供するとともに、ケーブルテレビを活用して、地域に密着した情報発信を行なう。

カ 県や市町広報紙に赤十字社員増強運動月間や赤十字事業等の紹介記事を掲載してもらうため広報依頼を積極的に行なうほか、支部ホームページを随時更新し情報の提供を行なう。

キ 各市町において開催される防災訓練やイベント等に合わせて、地区・分区と共催で赤十字事業紹介コーナーを設けて広報活動を行なう。

ク フェイスブックなどのソーシャルメディアを積極的に活用する。

ケ 企業とのコラボレーションによる赤十字の周知活動を行なう。

※「もっとクロス！計画」

職員一人ひとりが赤十字の使命や活動を理解し、伝える力を磨いて、内部で連携（クロス）する体制を整えることにより、社会に赤十字（レッドクロス）への理解や協力をもっと広めていこうという活動

9 赤十字社員及び社資の増強

（1）赤十字社員増強運動

人道的使命を達成する日本赤十字社の多岐にわたる事業活動は、組織と財政の基盤である「社員」の皆様が拠出する「社資」によって支えられている。このため、地区・分区担当職員研修会を複数回実施し、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に、赤十字事業の普及・啓発活動を重点的に展開する。

また、厳しい経済状況の中ではあるが、法人社員の増強を図るため、新規様式のダイレクトメールや職員の訪問活動による働きかけを計画的かつ積極的に推進しその拡充を図るとともに、「佐賀県赤十字有功会」と連携し、新たな「有功章特別社員」勸奨・増加に努める。

社員増強運動の重点事項は次のとおりです

ア 赤十字支援マークの活用

○社会貢献活動の一環として赤十字に継続的に協力する企業・団体に対し、支援活動を公にできる赤十字支援マークの使用を積極的に働き掛ける。

イ 遺言信託等に関係した募集の推進

○遺贈パンフレットおよびチラシを多くの関係先に紹介配付し、情報提供や協力を依頼する。

ウ 寄付金付自動販売機の設置による継続的寄付金の推進

○赤十字寄付金付き自動販売機の設置による活動資金への協力方法について積極的に広報し、活動資金を広く募集する。

エ 新たな社資募集方式（口座振替社員制度、クレジットカード決済）による活動資金を募集する。

○ホームページ、フェイスブック等で広報し、新たな赤十字社員（会員）を開拓する。

（２）社資募集目標額

地区・分区で取りまとめられている一般社資は、評議員会の承認を受け、平成10年度から一世帯600円を目標額と定めている。この地区・分区から寄せられる一般社資は、全社資の8割以上を占め支部事業財政の根幹を成しており、赤十字事業推進には今後とも一世帯600円の目標額達成は不可欠である。

このため、地区・分区管内の自治会、町内会ならびに赤十字奉仕団員等と密接な連携を図り、社資募集目標額達成に努めていく。

○平成27年度における社資募集目標額は次のとおりとする。

(円)

区 分	地区・分区扱	支 部 扱	計
一 般 社 資	136,821,000	6,682,000	143,503,000
法 人 社 資	1,250,000	14,100,000	15,350,000
合 計	138,071,000	20,782,000	158,853,000

10 医療事業

(1) 平成27年度の経営方針

経営手法としての医療バランスト・スコアカード（以下「BSC」という）本格導入2年目となる本年は、病院の戦略マップをシンプルに洗練化し、経営戦略を全職員に浸透させることを目指し取り組む。

また、2025年に向けた「病床機能報告制度」と「地域医療ビジョン」の方向性が示されるなか、改めて北部医療圏の中核病院としての当院のポジショニングを明確にし、今後もこれまでどおり救急医療をはじめ、急性期医療、がん診療、地域完結型医療、地域医療連携の役割を果たし、経営の安定化と医療提供体制の整備に取り組む。

一方、新病院建設工事においては、平成26年度までに1階の躯体工事を終えており、平成27年度は引き続き、2階の躯体工事へと進んでいき、最上階の梁のコンクリート打ちこみは、平成27年の秋頃を予定している。

(2) 平成27年度の重点的取り組み

ア 第6次佐賀県保健医療計画への対応

第6次佐賀県保健医療計画は、従来の4疾病5事業に新たに精神疾患と在宅医療が加えられ、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療体制の充実を目指しスタートしている。

本年度も、これまで重点的取り組みとして続けてきた地域救命救急センターを中心とした急性期病院としての役割を果たし、地域内連携の強化に努め、北部医療圏の中核病院としての機能充実に努めていく。

イ 医師の確保対策

いまだ全国的に地域間や診療科間によって医師の偏在が深刻化しているが、当院においては長期ビジョンに立った医師確保対策が功を奏し、ある程度安定感のある診療部が編成できている。

しかしながら、「佐賀県地域医療再生計画」における救急・周産期・小児医療等を実現するには、産婦人科・小児科・救急科等の医師がいまだに不足していることから、佐賀大学・九州大学・福岡大学に対して医師派遣を要請するとともに、県や唐津市及び医師会に協力をお願いするなど、医師確保に向け積極的な働きかけを行なう。

また、当院が積極的な救急医療等急性期医療を展開する上で優秀な医師の育成・確保が重要なことから、基幹型臨床研修医および協力型臨床研修医の確保に努める。

ウ 看護師の確保対策

「7対1入院基本料」体制の維持と「地域救命救急センター」、「小児救急医療」の機能充実に向けて、引き続き教育関係機関や求人機関に

対し積極的な募集活動を行うとともに、ホームページを利用した広報体制の強化、並びに採用後のキャリアアップのための研修制度などを講じて看護師の確保に努める。

また本年度より新たな取組みとして、例年より募集時期を早期に開始する予定である。さらに、民間主催の看護師合同説明会への参加を計画していく。

エ 救急医療・急性期医療体制への取り組み

本年度も引き続き「地域救命救急センター」機能を充実できる環境を整えるため、救急医の増員確保を喫緊の課題とし、救急医療において重症患者や救急搬送患者を断ることのない体制を築くように努める。

また「第6次佐賀県保健医療計画」に基づき、第三次救急医療機関としての役割を果たすべく、関係機関や地域の医療機関との連携に努め、北部保健医療圏の中核病院として救急医療を担っていく。

オ 周産期医療体制への取り組み

現在産婦人科医師は3名体制となっているが、ハイリスク分娩のみならず正常分娩を地域で安心して行えるような周産期医療を確立するためには産婦人科医師の増員は不可欠であり、医師確保に向けて唐津市、医師会と協力しながら引き続き大学等関係機関に積極的に働きかけを行なう。

カ 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」が新しく公表され、平成27年4月からは新指針の要件が適用される。地域がん診療連携拠点病院の指定を維持していくためには、当院の現況を確認し対応していく必要があり、本年度は特に下記の4項目について機能強化を推進してがん医療の充実を図る。

- ①がん薬物療法専門医および臨床心理士の確保
- ②院内クリティカルパスの再整備と地域連携時に継続実施可能な地域連携クリティカルパスのさらなる整備・推進
- ③がん患者等の周術期や化学療法施行時の口腔機能管理を行うためのプロジェクトチームの立ち上げ、院内の多職種スタッフの連携と歯科医師会との連携体制の構築
- ④院内多職種スタッフの協働によるMSWを中心とした相談支援センター機能の向上に伴う地域の医療・福祉施設との連携の強化

キ 地域医療支援病院としての機能強化

地域医療支援病院としての役割を地域住民に対して積極的に情報発信し、かかりつけ医からの紹介受診を推進する。また患者に対して、かかりつけ

医を持つことの必要性を啓蒙するとともに、かかりつけ医への逆紹介を積極的に推し進める。

紹介患者の受け入れ体制については、「紹介患者を断らない」地域医療機関の要望に応じた体制づくりの検討を各診療部で行い強化する。また、紹介症例報告会やがん、感染、医療安全、NST等の研修会を通して地域の先生方と顔の見える関係づくりを行い、さらに連携を強化する。

退院支援・調整については、入院早期から退院困難な患者のスクリーニングを行い、各病棟で退院支援カンファレンスを開催し、退院支援計画書を作成して計画的な支援を行う。

ク DPC/PDPS（診断群分類を用いた1日当たり包括支払方式）対策

平成26年度の診療報酬改定に伴う当院の状況を分析し、DPC/PDPSに係る機能評価係数の取得を軸に、適切なコーディングやベンチマーク分析の活用によるコスト面の見直し、更に後発薬品の採用を継続して行なうことで医業収支の改善に努める。

また、各セクションが医療の標準化、可視化を図りながら、提供した医療が適切な評価を受けられるように診療行為データの精度向上に努める。

ケ 施設・設備の整備

「佐賀県地域医療再生計画」に基づく新病院移転新築工事が進行しており、高額医療機器、施設・設備整備については運用等でカバーできるのかどうかを十分に吟味した上で一番良い選択をしていく。

コ 新病院建設

建設工事は、平成26年度までに1階の躯体工事を終えており、平成27年度は引き続き、2階の躯体工事へと進んでいき、最上階の梁のコンクリート打ちこみは、平成27年の秋頃を予定している。

内装工事は、平成27年7月頃より、1階から順次、上層階へと進めていき、その後、機器据付、試運転調整等を含め工期は平成28年2月を見込んでいるものの、全国的な公共事業等の工事量増加に伴い職人不足が深刻化し、多くの工事において工期延長が報道されていることなどから、当院の工事についても工期への影響が懸念されるところである。

また、医療機器や医療情報に係るシステム等の発注を適宜行い、建物への医療機器据付や調整、情報システムの構築準備を進め開院に備えることとしている。

サ 経営健全化対策

（ア）経営手法の確立（BSC）

- ・平成27年度病院BSCの戦略マップに示された3つの戦略テーマ「地域連携を強化して紹介患者を確保する」、「経営の健全化を図

る」、「医療の質を向上させる」について、各部門、部署でそれらに貢献できることを自部署に置き換え考えることで院内の戦略の統一を図る。

- ・ B S C の定着のために、まずは B S C の理解度のレベルアップを目指し、本年度も引き続き勉強会等を企画していく。
- ・ B S C による戦略の浸透と共有化を図り、全職員の意識のベクトル合わせに取り組んで行く。
- ・ B S C に示す病院の戦略目標に対して、各部門・部署ごとに自ら考え、行動、実践できる組織風土の構築を目指していく。

(イ) 収入対策

- ・ 地域医療連携の促進を図り紹介患者の確保と救急患者の積極的な受入により、新規入院患者の安定的確保を図る。
- ・ DPC/PDPSにおける適正なコーディングを図り、収入の確保を図る。
- ・ 新たな施設基準の取得に努め、DPC/PDPS機能評価係数 I のアップに向けて条件整備を進め、収入の確保を図る。
- ・ 「高度・先進的な医療」、「総合的な医療」、「重症患者への対応」、「4 疾病 5 事業への対応」等、地域への貢献が評価される機能評価係数 II の数値アップに向け取り組む。
- ・ 医療情報の共有や医療情報システムを有効活用し、診療の効率化と診療報酬請求漏れを防止する。
- ・ 未収金対策については、専任委託職員による督促を徹底するとともに、医事課担当者及びソーシャルワーカーとの連携を強化し、未収金の発生防止に努め未収金残高の削減を図る。

(ウ) 支出対策

- ・ DPC/PDPSデータを活用したベンチマーク分析を活用し、医薬品・診療材料コストの無駄を省くなどコストマネジメントを徹底し、支出の削減に努める。
- ・ コスト削減と歩調を合わせ、SPD（院内物流管理）システムのチェックを続けるとともに、在庫管理の徹底、低額な代替品を導入するなど支出の抑制に努める。



「人間を救うのは、人間だ。」